

令和 6年 7月 8日

お客さま各位

コザ信用金庫
理事長 喜友名 勇

「未利用口座管理手数料」の既存口座への対象拡大 および関連預金規定の改定についてのお知らせ

コザ信用金庫（理事長 喜友名 勇）は、令和6年10月1日（火）より、令和4年6月30日以前に開設された普通預金口座（無利息型・総合口座含む）、貯蓄預金口座につきましても、下記のとおり未利用口座管理手数料の対象とし、該当する場合には手数料を徴収させていただきます。

本件は未利用口座（長期間利用されていない口座）が不正利用されることによるお客さまの被害を抑止するほか、お客さまへのサービスの維持・向上を図ることを目的としております。

何卒、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

「未利用口座管理手数料」に関する改定内容およびご説明

1. 対象口座

《現行》

令和4年7月1日以降に開設された普通預金口座（総合口座含む）、貯蓄預金口座

《改定後》

すべての普通預金口座（無利息型・総合口座含む）、貯蓄預金口座

2. 未利用口座となる口座

お取引が2年以上ない口座が「未利用口座管理手数料」の対象となります。

※お取引とは、お預入れ（当該普通預金利息の入金を除く）またはお引き出し（本手数料の引き落しを除く）とし、残高照会、通帳記帳は含まれません。

以下の口座は対象となりません。

- ① 当該口座の残高が10,000円以上の口座
- ② 定期預金の利息受取口座
- ③ 投資信託・国債の残高が1円以上ある場合の指定口座
- ④ 当金庫の借入返済口座
- ⑤ 出資配当金の受取口座



地元と ともに

コザ信用金庫

<https://www.shinkin.co.jp/kozashinkin/>



3. 未利用口座に対する取り扱い

未利用口座に該当した場合、お届けのご住所へ未利用口座に関するご案内を通知します。ご案内後、一定期間、所定のご利用がない場合、当金庫が定める「未利用口座管理手数料」をお支払いいただきます。

なお、残高不足により本手数料の引き落としができなかった場合は、残高全額を本手数料として引き落とし、当該口座を個別に通知することなく自動的に解約します。

4. 口座管理手数料

年間手数料 1,200 円（税別）

5. 関連預金規定の改定

(1) 改定となる預金規定：普通預金規定、総合口座取引規定、貯蓄預金規定

(2) 新旧対照表

現行	改定後
17. (未利用口座管理手数料) (1) 未利用口座管理手数料は、別途定める(略)未利用口座が対象となります。 (2) この預金口座は、別途定める(略)一定の期間、預金者による所定の利用がない場合(ただし、令和4年7月1日以降に開設された口座に限ります)には、未利用口座となります。	17. (未利用口座管理手数料) (1) この預金口座は、別途定める一定の期間、普通預金利息以外の預け入れまたは本条に定める未利用口座管理手数料以外の払い戻し等、預金者による所定のご利用がない場合には、未利用口座となります。 (2) 未利用口座に該当した場合、お届けのご住所へ未利用口座に関するご案内を通知します。ご案内後、一定期間、所定のご利用がない場合、当金庫が定める未利用口座管理手数料をお支払いいただきます。

関連預金規定は、こちらからご確認できます。 ⇒ [関連預金規定](#)

6. 各種サービスのご利用

この預金が存続していることを前提としてお客さまに提供される他のサービスについて、この預金が解約された場合には、関連サービスについてもご利用できなくなりますのでご注意ください。

・ 関連サービス（インターネットバンキングサービス、通帳アプリ等）

7. 改定日

令和6年10月1日（火）

以上

本件に関して、ご不明な点がございましたらお問い合わせください。

【お問合せ先】 コザ信用金庫 事務部
業務管理担当 担当者 山城・城間
電話：098-932-7511



地元と ともに

コザ信用金庫

<https://www.shinkin.co.jp/kozashinkin/>

